平成２８年（フ）第３０１号
静岡市駿河区西脇778番地の１　アークＵ203
債務者　山口　理恵
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０２号
静岡市駿河区西脇778番地の１　アークＵ203
債務者　山口　哲也
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２０３号
東京都八王子市別所２丁目12―３―601
債務者　保坂　明伸
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２０４号
東京都八王子市別所２丁目12―３―601
債務者　保坂　裕美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０１１号
東京都江東区大島４丁目１―６―202
債務者　石川智恵子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１２９号
東京都台東区清川２丁目29―６―803
債務者　渡邉　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０６２号
神奈川県藤沢市長後653番地栄荘２―Ｅ号室
債務者　堀内　　明
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１３０号
横浜市中区相生町５丁目91番地　カワイビル３―Ｃ号室
債務者　北河　泰郎
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１３３号
横浜市緑区寺山町567番地２　スカイハイツ秋元Ⅱ　103号
債務者　横山　幸代（旧名春美）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４０号
横浜市港北区高田西４丁目18番７号
債務者　伊城みゆき
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１４５号
千葉県四街道市四街道３丁目８番29号（市原ハイツ202）
破産者　鶴岡　春幸
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２７７号
千葉県印西市小倉台１丁目４番地７棟201号
破産者　近藤　正幸
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６５号
東京都東村山市諏訪町１丁目32番地７ハイツ75Ｂ―201
破産者　川口　真弓
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１３号
愛知県半田市乙川太田町２丁目112番地
破産者　有限会社花の樹
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１４号
東京都東久留米市滝山６丁目１番27―405
破産者　澤田　　馨
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１５号
東京都東久留米市滝山６丁目１番27―405
破産者　澤田　規子
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６１号
東京都日野市西平山１丁目24番地の１七生病院
破産者　天沼　裕作
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部